

**小売物価統計調査 家賃調査**にご回答ください。

## マンション・アパートの管理会社等の皆様へ

- 総務省統計局では、民営借家の家賃等を調査するため、都道府県を通じて民営借家を対象に「小売物価統計調査 家賃調査」を実施しています。

問：どんな調査なの？

答：統計法に基づく「**基幹統計調査**」として実施している、**重要な統計調査**です。

- 小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で毎月調査することにより、月々の価格の変化を明らかにし、消費者物価指数(CPI)やその他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年6月から実施されている基幹統計調査です。
- 家賃調査は、調査の対象となった地域の民営借家について、住宅に関する事項を調査しています。全国167市町村において、約7,000事業所（民営借家を賃貸又は管理する不動産管理会社等）を対象に実施します。

問：具体的に何を回答すればいいの？

答：調査対象に選定された民営借家の**月額家賃や延べ面積**などについて、ご回答をお願いします。

- 統計調査員が、調査地域に所在する全ての住宅について、住宅の所有関係を確認します。このうち、民営借家については、**月額家賃、延べ面積などの住宅に関する事項を、民営借家を賃貸又は管理する不動産管理会社等の皆様に質問することにより調査します。**  
(統計調査員は、都道府県知事が発行した「調査員証」を携帯しています。)
- 選定された民営借家の情報は定期的に、統計調査員がお尋ねすることとなります。
- 統計法第13条の規定により、報告義務がございます。調査の趣旨をおくみとりの上、月額家賃等についてご回答くださいますようお願いいたします。

問：居住者情報を提供しても問題はないの？

答：調査しているものは住宅に関する事項のため、居住者情報ではありません。また、統計調査への回答は、法令に基づく正当なものですので、問題はありません。

- 個人情報の保護に関する法律第27条第1項では、個人情報取扱事業者は、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」とされています。しかし、「法令に基づく場合」は例外となっています。**不動産管理会社等の皆様にご回答をお願いするのは、統計法に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当します。**
- 調査関係者が調査で知り得た内容は統計法により厳重に保護されます。したがって、内容を他に漏らされたりすることは絶対ありません<sup>(注)</sup>ので、ご安心ください。  
(注)調査関係者が、職務上知り得た内容を他に漏らしたときは、統計法の罰則規定に基づき、懲役又は罰金が課せられます。

#### ■ 統計法（抄）（平成十九年法律第五十三号）

##### （報告義務）

**第十三条** 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

##### （守秘義務）

**第四十一条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

#### ■ 個人情報の保護に関する法律（抄）（平成十五年法律第五十七号）

##### （第三者提供の制限）

**第二十七条** 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

小売物価統計調査の  
最新結果はこちら！

小売物価統計調査

検索



総務省統計局

# 家計消費状況調査のお知らせ



## 皆様のお住まいの地域が、 家計消費状況調査の 調査対象地域となりました。



- この地域の中から、調査の対象となる世帯が無作為に抽出されます。
- 調査の対象となった世帯には、後日、調査員が調査の説明とお願いに訪問いたします。  
(対象とならなかった世帯には、調査員は訪問いたしません。)
- 調査についてご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

### 「家計消費状況調査」とは、どういった調査なのか？

⇒家計の消費動向の的確な把握のために、世帯の商品・サービスへの支出などの実態を安定的に捉える調査です。

「家計消費状況調査」の結果は、国だけでなく、地方自治体や民間の経済活動でも活用されている、大変重要な統計調査です。

### 国が行う調査なのか？

⇒「統計法」に基づいて国が実施する統計調査であり、総務省統計局が調査業務を民間の調査機関に委託しています。

「家計消費状況調査」は、一般社団法人 新情報センターが調査業務を実施しています。

ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

(おかけ間違いのないよう、ご注意願います。)

◆家計消費状況調査実施本部（一般社団法人 新情報センター）

電話：0120-00-4612（通話料無料）

（受付時間 平日9時～18時、土日祝9時～17時）

メールアドレス：[kakei@sjc.or.jp](mailto:kakei@sjc.or.jp)

◆総務省統計局統計調査部消費統計課家計収支調査企画係

電話：03-5273-1011



## どうやってこの地域が調査の対象になったのですか？

⇒統計的手法によって対象を選定しました。

「家計消費状況調査」の対象となる世帯は、全国の約5570万世帯（令和2年国勢調査結果）です。その中から統計的な手法によって3万世帯を無作為に抽出しています。

## どういったことを調査するのですか？

⇒「家計消費状況調査」では、次のような項目を調査します。

- ① 耐久消費財など特定の商品・サービスの購入金額
- ② インターネットの利用状況、インターネットを利用した支出額
- ③ 電子マネーの保有・利用状況

## 回答内容がどこかに漏れることは無いのですか？

⇒個人情報<sup>①</sup>は厳重に守られます。

「家計消費状況調査」は、「統計法」に基づいて行われます。この法律に基づき、調査に携わる者には守秘義務があります。また、提出いただいた調査票は、統計の作成後、溶解処分するなど秘密の保護には万全を期しています。

## 回答するには、どのような方法があるのですか？

⇒インターネットによる回答か、紙の調査票による回答を選択できます。

パソコン又はスマートフォン・タブレット端末をお持ちの方はインターネットでの回答が可能です。インターネットでの回答の場合、入力可能期間内<sup>(※)</sup>であれば、ご都合のよい時間に回答できます。



なお、インターネット回答における通信は、すべて暗号化（SSL/TLS方式）されていますので、回答データは厳重に守られます。

パソコン又はスマートフォン・タブレット端末をお持ちでない方などは、紙の調査票を郵送しての回答になります。

<sup>(※)</sup> 入力可能期間は、毎月1日～翌月5日となります。

## 調査結果は、どのように利用されるのですか？

⇒日本の景気の動向を把握する基礎資料などに利用されています。

「家計消費状況調査」などの調査結果を基に、政府は日本全体の家計の消費支出を推計したり、客観的な景気判断を行っています。

## 調査結果は、いつ公表されるのですか？

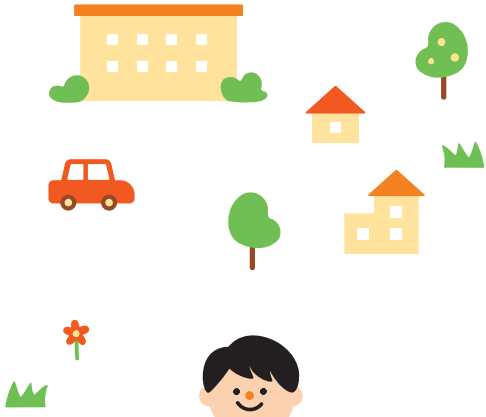
⇒調査月の翌々月の上旬に、インターネットで公表しています。

「家計消費状況調査」の調査結果は、総務省統計局が公表し、インターネットなどで提供しています。

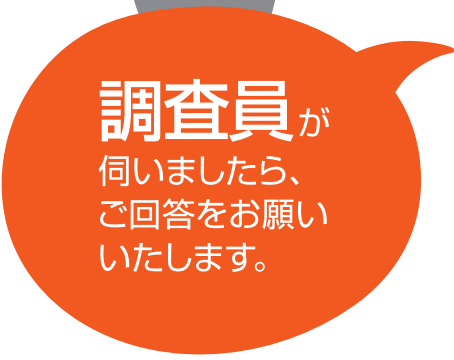
↓総務省統計局「家計消費状況調査」のページはこちら

<https://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.html>





家計簿で  
豊かな暮らしの  
基礎づくり



調査員が  
伺いましたら、  
ご回答をお願い  
いたします。



個人情報  
は  
保護  
されます。



パソコン、  
タブレット、  
スマートフォン  
からもご回答いただけます。



調査員は  
調査員証  
を  
携帯しています。



家計調査は、暮らしの実態を  
家計収支の面から明らかにし、  
我が国の経済・社会政策の  
基礎資料となります。

家計調査 検索

<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html>

印刷用の紙にリサイクルできます。



総務省統計局・都道府県



# 家計調査の実施について

～ 家計簿で豊かな暮らしの基礎づくり ～

総務省統計局  
都道府県

## マンション・アパート等の管理組合、管理会社、管理人の皆様へ

- 総務省統計局では、都道府県を通じて「家計調査」を実施しています。
- 都道府県知事が任命した「家計調査 調査員※」が、建物にお住まいの世帯にお伺いした際は、ご協力をお願いいたします。

※ 調査員は都道府県知事に任命された地方公務員で、「調査員証」を携帯しています。

### 家計調査について

国が実施する基本的で重要な「基幹統計調査」です。

- 家計調査は、統計法において規定されている「基幹統計調査」の1つで、家計簿などの調査票を調査対象となった世帯の方に記入していただき、それを集計することで、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにする調査です。

### ご協力いただく内容について

調査員が名簿作成や調査依頼などを行う際、建物にお住まいの世帯の方にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。

- オートロックマンションなどについては、厳重なセキュリティなどのため、調査員が建物内に入ること自体が困難な事例も多く、調査が円滑に行われないことも想定されます。そのため、調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、**ポスターの掲示、調査が実施されることの建物内への周知**など、管理組合・管理会社・管理人の皆様のご協力をお願いします。
- また、空き室状況が不明な場合や、昼間不在がちな世帯などで調査員が訪問しても面会できない場合には、皆様に**居住状況などをお尋ねすることがあります**ので、同様にご協力をお願いします。

### ご協力いただく法的根拠について

統計調査への協力の要請は、法令に基づく正当なものですので、ご協力をお願いします。

- 統計法第30条には、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対して協力の要請を求めることができる旨規定されており、本件はこれに基づく協力依頼です。
- 「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」においては、統計法に基づき協力の要請があった場合、本人の同意がなくても個人情報取扱事業者による居住状況の情報提供が例外として認められています（個人情報保護法第27条第1項）。

※調査の詳しい概要や統計法と個人情報保護法との関係などについては裏面をご覧ください。

調査結果はホームページをご覧ください。

家計調査

検索



総務省統計局 URL : <https://www.stat.go.jp>

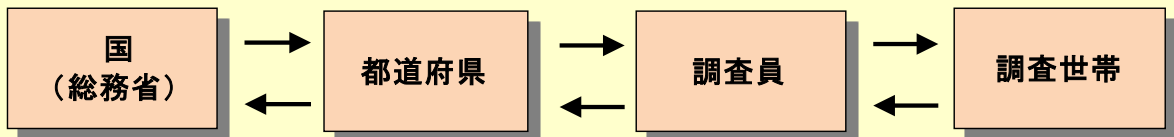
## 調査の概要

### 【家計調査とは】

- 家計調査は「統計法（平成19年法律第53号）」に規定される「基幹統計調査」として、国（総務省統計局）が実施するものです。調査員などの調査に従事する職員は、この法律に基づく調査活動をしています。
- この調査は、家計簿などの調査票を調査対象となった世帯の方に記入していただき、それを集計することで、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにする統計調査です。
- 調査の結果は、毎月公表され、景気判断・経済分析や各種年金制度の検討、医療費の算定、消費者物価指数の作成などの基礎資料として、国、都道府県・市町村をはじめ、民間企業や大学の研究機関などでも幅広く活用されています。
- 集められた調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、溶解処分します。

### 【調査の流れ】

- 調査は、都道府県及び調査員を通じて、世帯の方へ調査を依頼しています。



### 【調査世帯の選定方法】

- 調査世帯の選定に当たっては、集めた家計収支の結果が全国の縮図となるよう、調査市町村⇒調査地域⇒調査世帯の順に統計的な抽出方法によってそれぞれ無作為に選定しています。

### 【調査地域に選ばれたら】

- 調査実施に先立ち、調査員が市町村内における調査対象となる地域を確認します。
- 世帯の方には調査地域となったことをお知らせするリーフレットが配布されます。
- 地域内の最新の世帯名簿を作成するため、調査員が地域内のすべてのお宅を訪問します。その際、世帯主のご氏名など、必要な事項を報告して頂きます。
- その後、名簿から選定した世帯の方には、調査票の記入のお願いのために調査員が再度伺わせて頂きます（調査対象となった世帯には、統計法に基づく報告の義務があります）。
- 調査世帯の方には原則、二人以上の世帯の方は6か月間、単身世帯の方は3か月間、調査票にご記入頂きます。調査票は、半月ごとに回収されます（その後、調査世帯を交替し、1つの調査地域で原則として1年間の調査を実施します）。

## 統計法と個人情報保護法

- 個人情報保護法では、「個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない」とされていますが、例外として「法令に基づく場合」などは提供することが認められています（個人情報保護法第27条第1項）。  
統計法第30条に基づく協力の要請があった場合には、この「法令に基づく場合」に該当します。
- 個人情報保護法の主旨を鑑みた独自の規定を定めている場合においても、ご協力をお願いします。
- 統計調査により集められた個人情報、統計法により厳格に保護され、調査に従事する職員が調査で知り得た内容を他に漏らすことは絶対にありません※ので、ご安心ください。

※ 調査に従事する職員が、職務上知り得た秘密を他に漏らしたときは、統計法の罰則規定に基づき、懲役又は罰金が課せられます。

### ■統計法（抄）

第30条 行政機関の長は、（略）基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（略）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。